

指定管理者の指定について（港区立芝浦アイランドこども園）

本案は、芝浦アイランドこども園の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立芝浦アイランドこども園	港区芝浦四丁目20番1号

○指定管理者 新宿区西早稲田二丁目3番18号日本キリスト教会館6階
公益財団法人東京YMCA

○指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

【現在の指定管理者】

公益財団法人東京YMCA

【現況写真】



港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザと同一の建物に所在